

「祈りの回廊」パンフレット等制作業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「祈りの回廊」パンフレット等制作業務（以下「本件業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2 業務の目的

奈良大和路の社寺を中心とした奥深い魅力に触れ、広く奈良の素晴らしさに対する認識を深めることを目的とした、社寺との連携事業「祈りの回廊」の一環として、秘宝・秘仏特別開帳を中心とした社寺の魅力に特化した情報発信を行うことで、奈良県への誘客及び県内での周遊・滞在を促進する。

3 委託業務の概要

本件業務の概要は次のとおり。

- (1) 秘宝・秘仏特別開帳をはじめとする社寺の魅力を活用した奈良県への誘客や県内での周遊・滞在を促す企画の立案・実施
- (2) 「祈りの回廊」パンフレットの企画、作成、配送
- (3) 「祈りの回廊」ポスターの企画、作成、配送
- (4) デジタルデータの作成
- (5) 誘客効果測定

4 委託業務内容

- (1) 秘宝・秘仏特別開帳をはじめとする社寺の魅力を活用した奈良県への誘客や県内での周遊・滞在を促す企画の立案・実施
 - ・取組内容については、乙の提案を参考に、甲と協議のうえ決定する。

- (2) 「祈りの回廊」パンフレットの企画、作成、配送

①印刷物の仕様

- ・サイズ：A4判
- ・紙質：コート紙またはマットコート紙菊判 62.5kg 程度
- ・製本：中綴じ
- ・色数：4色
- ・頁数：24頁（表紙・裏表紙含む）
- ・印刷部数：

2023 年秋冬版パンフレット 10 万部（うち 1 万部 J R 版）

2024 年春夏版パンフレット 10 万部（うち 1 万部 J R 版）

※ J R 版については、表紙に J R ロゴをつけること。

②掲載内容

- ・表紙
- ・秘宝秘仏特別開帳情報

・特集記事

- a) 社寺等の魅力を活用した奈良県への誘客及び県内での周遊・滞在を促す内容

b) 周遊を促す仏像特集

ポスター掲出時期と連動させるため、春夏版で掲載するとともに、(3)で取り上げる仏像に関連した内容とすること。

- ・県内社寺への特別講話(インタビュー記事)(各版2社寺)
 - ・デジタルを活用した「祈りの回廊」の掲載と連動した奈良県内の周遊・滞在を促す周遊企画の紹介(それにとまなう利用実績を提供)
 - ・各社寺へのアクセスマップ
- ※なお、制作において、撮影許可・掲載許可申請等の許認可が必要な場合は、原則として乙において対応すること。

③印刷物の配送

甲から提供する送付文データをA4サイズ両面で印刷・同封のうえ、甲が指定する部数を指定した時期・場所に配送すること(配送件数:各500件程度(県外含む))。

(3)「祈りの回廊」ポスターの企画、作成、配送

- ・仏像特集に関連した仏像の魅力を伝える仏像ポスター制作とポスターデザインを使用したデジタルサイネージデータの作成を行うこと。

① ポスターの仕様

- ・取り上げる仏像:1種類(3種類程度提案すること。なお、どの仏像を取り上げるかについては、提案を参考に甲が決定する。)
- ・色数:5色(4色と甲が指定する箇所を金色とすること。)
- ・サイズ:B1
- ・用紙:ニューVマット〈135〉
- ・印刷インク:耐光インキ
- ・デザイン:甲と協議の上、作成。題名として「奈良大和路」は必須。

従来の「奈良大和路仏像ポスター」のデザインを参考にすること。

- ・通常のデザインに加え、各交通事業者(2社)での掲出用に規定フォーマット(ロゴや路線図その他、各交通事業者より指定されるもの)を配置したデザインも制作すること。なお、規定フォーマットについては甲から支給する。
- ・ポスター作成に使用する画像は、仏像を主に撮影する著名な写真家が撮影したもの等仏像の魅力が最大限伝わるものとする。
- ・印刷枚数:3種類 計400枚
- ・色校については、甲及びポスター使用画像の撮影者、または写真提供元にも提出し、確認を行うこと。

② 印刷物の配送

甲が別途指定する時期・場所に送付文とともに配送すること(配送件数約100件程度(県外含む))。また、配送の際には、折れないように梱包すること。

なお、各所への配送にかかる経費はすべて乙が負担するものとする。

③ デジタルサイネージに対応できるポスターデータ(横・縦ともに)の納品

- ・形式:JPEG 72dpi
- ・サイズ:横1280px×720px(16:9)、縦1080px×1920px(9:16)
- ・通常のデザインに加え、各交通事業者(3社)での掲出用に規定フォーマット(ロゴや路線図その他、各交通事業者より指定されるもの)を配置したデザインも制作すること。なお、規定フォーマットについては甲から支給する。

(4) デジタルデータの作成

① コンテンツのデータ作成

パンフレットについて、PDF ファイルにしたもの及び各コンテンツの素材データを CD 又は DVD に収め納品すること。また、各コンテンツの素材データのうち、文字データは機種依存文字を使用しないこと。写真・地図等の画像は原則として JPEG データで提供すること。ポスターについては、ai および PDF、JPEG 形式でデータを提供すること。

② 画像ファイルの作成

パンフレットについて、以下のとおり画像ファイルとして出力し、CD 又は DVD に収め納品すること。

- ・方法：1 ページ毎に画像ファイルとして出力
- ・形式：JPEG 72dpi
- ・サイズ：2000px × 1500px

長辺・短辺が上記ピクセルに到達、もしくは超えるように出力すること。長辺・短辺がともに指定のピクセルを超える場合、縦横比は問わない。

(5) 誘客効果測定

読者アンケートなどでパンフレットの配布等による誘客効果を把握するための取組を実施し、報告書にまとめること。

なお、取組内容については、乙の提案を参考に、甲と協議のうえ決定する。

(6) 掲載情報等の内容確認

- ・社寺や公共交通機関、各種団体、画像著作権者等へ掲載内容の確認を行うこと。
- ・社寺への内容確認においては、社寺が掲載内容を確認できる時間を十分に確保し、分かりやすい校正用原稿を作成のうえ、文書で社寺による確認内容を記録するなどの方法をとること。
- ・掲載内容の確認先や確認方法、確認内容等について甲と十分事前協議を行うこと。
- ・各社寺等への画像等使用許可申請が必要となる場合、申請にあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について甲と十分事前協議を行うこと。

(7) 作業スケジュール及び進捗管理

成果物を定められた納期に納品できるよう、実現可能なスケジュールを組み、確実な進捗管理体制を構築すること。

5 契約期間、納期及び納入場所

(1) 契約期間

契約の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで

(2) 成果物と納期

- ・奈良県への誘客及び県内での周遊・滞在を促す企画

納期 令和 6 年 3 月 22 日（金）

- ・ポスター・パンフレット

納期 ① 2022 年秋冬版パンフレット	: 令和 5 年 9 月 22 日（金）
② 2023 年春夏版パンフレット	: 令和 6 年 2 月 15 日（木）
③ 祈りの回廊ポスター	: 令和 6 年 1 月 31 日（水）
④ 祈りの回廊ポスターサイネージデータ	: 令和 5 年 12 月 22 日（金）

- ・デジタルデータ

ポスター、パンフレット完成後速やかに納品するものとする。

・誘客効果測定

納期 令和6年3月22日（金）

各成果物の納入場所：奈良県観光局観光プロモーション課及び甲が指定する場所

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を甲に譲渡するものとする。
なお、譲渡に際し必要な経費があれば見積もりに含めること。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 貸与資料

本件業務遂行上必要となる資料や画像について、乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本件業務の完了後は、速やかに借用した資料等を甲に返却しなければならない。

8 議事録作成

本件業務に関する打ち合わせや協議があった場合、乙は、その内容について議事録を作成し、甲の確認を受けなければならない。

9 秘密の遵守

乙は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

10 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 乙は、業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - ②健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

③厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

④雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3) 乙は、本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

11 その他事項

(1) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(2) 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 情報セキュリティの考え方

乙は、本件業務において収集・保有する情報に含まれる個人情報について、その取扱いには細心の注意を払い、個人情報保護法、奈良県個人情報保護条例等関係法令に違反しないこと。

(4) 記載外事項等

本仕様書に記載されていない事項については、乙は甲の指示に従うこと。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。